

労働保険年度更新始まる、書類は4/24までに提出を 従業員を雇うと労働保険の加入は事業主の義務です!

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
011-811-1481
FAX 八一一九七五六



今年も労働保険の「年度更新」が始まりました。「年度更新」とは昨年度一年間に支払った給料などを元にして、昨年度の労働保険料を確定して(確定保険料)、新年度の保険料(概算保険料)を算出し清算する事務です。

対象となる会員には書類を送付しましたので四月二十四日(金)までに必要事項を記入して提出してください。書き方等がわからない場合は事務所までお問い合わせください。

従業員を雇い入れたら 労働保険への加入は義務です

一人でも「他人」の従業員を雇い入れたら労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければなりません。未加入のまましていると労災事故が起きたときなどにペナルティが科されます。春日井民商は国の認可を受けた労働保険事務組合で会員の福利厚生を助けるために業務を行っています。従業員を雇ったらすぐ連絡して、労働保険加入の手続きを行ってください。

労働保険事務組合で手続きするメリット

春日井民商のような労働保険事務組合に事務委託すると

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。

2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。

3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

などのメリットがあります。

雇用保険料率が変わります

今年の4月から労働保険料のうち「雇用保険」の保険料率が1%下がりました(本人負担分・事業主負担分いずれも0.5%下がって1%になります)。給料計算のときに注意しましょう。

一人親方労災加入も民商で

建設業に従事する「一人親方」労災も春日井民商で手続きできます。保険料の納付も年3回です。春日井民商が委託を受けている事業所や一人親方組合加入者でも年間数件の労災事故が発生しています。万が一に備えて労災保険に加入しましょう。

《建設国保加入の皆さんへ》 4月から子ども・子育て支援金分の徴収が始まります

「子ども・子育て支援金制度」開始にともない建設国保保険料にも子ども・子育て支援金が徴収されることになりました。組合員一人あたり400円が新たに賦課されることとなります。扶養家族も未就学児を除いて1000円程度の引き上げとなります。各加入者に送られる納入通知書に注意して引落金額に留意いただくようお願いいたします。

『インボイス制度』

個人事業者の2割特例は3割特例に

令和8年度税制『改正』で今年で終了する2割特例が2年間3割特例として申告で

きることとされました。ただしインボイス登録で課税事業者となった法人については対象外となっています。

また、簡易課税制度を選択する手続きも、本来、課税期間の前日までに届出書を提出すべきものが、確定申告期限までに提出すればよいとの特例が設けられました。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。春日井民商でも学習会を計画します。詳細が決まりましたらお知らせします。

ただしこのような姑息な『特例』よりもインボイス制度を廃止させることが何よりも業者の利益につながります。インボイス制度を廃止させるために引き続き運動を強めましょう。



5月1日(金)午前10時から春見公園で実施!

第97回尾張中部地区メーデー

今年も労働者の団結の場であるメーデーが春日井地区は「第97回尾張中部地区メーデー」として開催されます。春日井民商も実行委員会に参加して成功のために協力しています。当日は春日井民商が「焼きそば」を出店します。皆さんご参加下さい。

春日井民主商工会第60回定期総会

共済会第34回定期総会

とき 6月12日(金) 午後7時~

ところ グリーンパル春日井302会議室

今年の総会も代議員制で開催します。会員はこ皆代議員でなくても誰でも参加し討議に加わることが出来ます。今から予定を空けて、多くの皆さんの参加をお願いします。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀